

◆税制改正による65歳以上の人の市県民税(例)

[高梁さんご家族の場合]

- 高梁Aさん(夫) 70歳 収入は年金のみ 2,300,000円…㊦
- 高梁Bさん(妻) 67歳 収入は年金のみ 1,400,000円
- 高梁Aさんが支払った社会保険料 130,900円

高梁Aさんの今回の改正を踏まえた平成18年度の市県民税の額は？

| | | 平成17年度 | | 平成18年度 | |
|---------------------------|-------|-----------------------|-----|------------------------------|------------------------|
| 所得①(表3より) | | 900,000円 (㉞—140万円) | | 1,100,000円 (㉞—120万円) | |
| 所得控除 | 社会保険料 | 130,900円 | | 130,900円 | |
| | 配偶者控除 | 330,000円 | | 330,000円 | |
| | 老年者控除 | 480,000円 | | 0円 | |
| | 基礎控除 | 330,000円 | | 330,000円 | |
| | 計 ② | 1,270,900円 | | 790,900円 | |
| 課税標準額(①-②) | | — | | 309,000円…㉟ (1,000円未満切り捨て) | |
| 〈市県民税の算出〉 | | 市民税 | 県民税 | 市民税 | 県民税 |
| 算出所得割額③ | | — | | 9,270円 (㉟×3%)※1 | 6,180円 (㉟×2%)※2 |
| 定率控除額④ (③×7.5%) (表2より) | | — | | 700円 (100円未満切り上げ) | 500円 (100円未満切り上げ) |
| 所得割額⑤ (③-④)×1/3(表4より) | | 非課税 | | 2,800円 (100円未満切り捨て) | 1,800円 (100円未満切り捨て) |
| 均等割額⑥(表4より) | | 非課税 | | 1,000円 | 400円 |
| 年税額(⑤+⑥) | | 非課税 | | 6,000円 | |

※1：課税標準額200万円以下の場合には3%

※2：課税標準額700万円以下の場合には2%

高梁Aさんの市県民税は、同じ収入でも17年度では非課税、18年度では6,000円の課税となります。

課税となる要因としては、①公的年金等の控除額の改正により所得が20万円増加

②老年者控除の廃止により所得控除額48万円の減額

③合計所得が125万円以下の65歳以上の人の非課税措置の廃止

があげられます。

また、高梁Bさんは、18年度の所得は20万円です。非課税となります。

(年金収入だけの人も所得控除がある場合は申告を)

年金収入だけの場合でも、生命保険・火災保険・傷害保険等の保険料を支払った場合など所得から差し引くことができる所得控除がある場合は、住民税の申告をする方が有利になる場合があります。

なお、所得税の確定申告をされる場合は、住民税申告は必要ありません。

詳しくは、税務課市民税係(TEL)0214)まで。

平成18年度から 市県民税が一部改正になります

地方税法の改正により平成18年度から市民の皆さんにかかわる市民税・県民税も一部改正になります。

▼個人市県民税均等割―生計同一の妻に対する非課税の廃止

平成17年度から納税義務を有する夫と生計を同一としている妻に対する均等割の非課税措置が段階的に廃止されていますが、平成18年度から全廃され全額課税されます。

(表1)

(表1) 生計同一の妻に対する均等割の課税額

| | 市民税 | 県民税 | 計 | 備考 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 平成17年度 | 1,500円 | 700円 | 2,200円 | 1/2課税 |
| 平成18年度 | 3,000円 | 1,500円 | 4,500円 | 全額課税 |

均等割の県民税には「おかやま森づくり県民税」を含んでいます。

▼定率減税(算出税額から差し引く定率控除額)の縮減

平成18年度分から定率減税が2分の1に縮減されます。

(表2)

(表2) 定率減税の改正

| | 定率減税 |
|--------|-----------------|
| 平成17年度 | 15% (上限4万円) |
| 平成18年度 | 7.5% (上限2万円) |

▼高齢者控除の廃止

前年の合計所得金額が1千万円以下の65歳以上の人に適用されていた高齢者控除額「48万円」が廃止されます。※所得税は、平成17年分から高齢者控除額「50万円」が廃止されます。

▼65歳以上の人に適用される公的年金等控除の改正

公的年金等の収入は雑所得に計上され、その所得を計算する場合、公的年金等の控除を差し引きます。この控除の最低保障額が70万円、平成17年度までは65歳以上の人の場合は70万円が上乗せされ140万円でしたが、平成18年度は上乗せ措置は廃止されて、高齢者特別加算として50

(表3) 65歳以上の人の公的年金等にかかる控除額速算表

| | 公的年金等収入金額 | 公的年金等控除額 |
|--------|----------------|---------------------|
| 平成17年度 | 260万円未満 | 1,400,000円 |
| | 260万円以上460万円未満 | 収入金額×25%+ 750,000円 |
| | 460万円以上820万円未満 | 収入金額×15%+1,210,000円 |
| | 820万円以上 | 収入金額×5%+2,030,000円 |
| 平成18年度 | 330万円未満 | 1,200,000円 |
| | 330万円以上410万円未満 | 収入金額×25%+ 375,000円 |
| | 410万円以上770万円未満 | 収入金額×15%+ 785,000円 |
| | 770万円以上 | 収入金額×5%+1,555,000円 |

万円が加算され、合計120万円が最低保障額となります。(表3)

▼高齢者非課税措置の廃止

前年の合計所得金額が125万円以下の65歳以上の人に対する非課税措置は段階的に廃止されます。(表4)

■問い合わせ 税務課市民係 (TEL) 20214

(表4) 高齢者非課税措置の改正

| 区分 | 均等割 | | | 所得割 |
|--------|--------|--------|--------|----------|
| | 市民税 | 県民税 | 計 | |
| 平成18年度 | 1,000円 | 400円 | 1,400円 | 所得割額の1/3 |
| 平成19年度 | 2,000円 | 900円 | 2,900円 | 所得割額の2/3 |
| 平成20年度 | 3,000円 | 1,500円 | 4,500円 | 全額課税 |

均等割の県民税には、「おかやま森づくり県民税」を含んでいます。